

ジャクン・コミュニティの社会秩序

前 田 成 文*

Authority and Leadership among the Jakun (Orang Hulu) of Malaya

by

Narifumi MAEDA

マレー半島に居住する比較的未開な民族は、北部より南部にかけて分布するネグリト系、スノイ (Senoi) 系、プロト・マレー系の3グループに分けられる。原住民 (Orang Asli) を全部あわせても5万人前後の少数民族である。南部に居住するプロト・マレー系のグループは、民族学上ジャクン (Jakun) と呼ばれる。エンダウ (Endau) 川流域に住むジャクンは、彼ら自身をオラン・フル (Orang Hulu) と呼ぶ (前田1967: 836)。¹⁾ オラン・フルは経済的には焼畑耕作とジャングルの換金産物交易に依存して生活し (前田 1969 a), 社会構造上の一つの特徴は双系制親族組織にある (前田 1967 a, 1969)。本稿は、オラン・フルの社会構造を権威・従属関係に焦点をあわせて記述・分析することを意図した。²⁾

I 家族内の権威

オラン・フルの最小のそして最も基本的な単位は (sa-) kelamin である (前田 1967 a)。この単位は夫婦と未婚の子女からなる「核家族」の形態を取る。そしてだいたい1軒の家に居住する。

夫婦の間はきわめて平等である。どちらかが威を張って他を支配するということはない。すでに前田1969の論稿で明らかにしたように、姉女房婚、夫初婚妻再婚などの事例が多いことにもこの事実を裏書きするものがある。夫婦は、家族を指す語からも判るように、重要な社会活動の単位であるが、必ずしも夫婦を強制的に1単位として存続させるメカニズムは強く働かない。たとえば、何らかの葛藤の解決の際に、夫婦が各々の血縁親族と結びつくこと³⁾、個人個

* 京都大学東南アジア研究センター

- 1) エンダウのオラン・フルに関する報告は前田 1966, 1967, 1967 a, 1969, 1969 a を既に発表している。
- 2) 1965年8月より1966年4月まで東南アジア研究センター地域研究計画の一環として行なわれた現地調査に基づき、若干の点は1967年から69年までの Kuala Lumpur 滞在中の補充調査による。
- 3) In-laws への忌避・尊敬は、これを緩和するための日常的な工夫である。

人の財物の所有がはっきりとしていること、離婚・再婚が簡単に出来ることなどの現象の中に考察される。

夫婦間の情緒的な一体感の存在の有無は別としても、家の中では妻が「船長」⁴⁾ であると言われ、家事に関することは妻の権限の中にあり、夫は口出しをしない。生計を支えている夫が仕事の為に移転する場合、普通は妻が従って行く。これは必ずしも夫に従うのではなく経済的な計算からによることが多い。夫の仕事が経済的に良くなければ移転を拒否したり、離婚に走ったりする。男女間の分業ははっきりとしている。(前田1966:158)

夫婦はお互いに個人名あるいは(子供が生まれてからは)テクノニムをもって呼びあい、呼称・示称(前田1967:841脚注参照)とも何らのわけへだてがない。マレー人の夫婦は、きょうだい間に用いられる呼称をもってお互いを呼ぶのと対照的である。

夫婦の間のことは当事者達に任され、他の者が首をつっこむことは戒められている。しかし夫が妻に物理的な暴行を公然と加えた時には、部落の長が夫に対して科料(1例では32ドル)を課す。離婚の際にはムスリム・マレー人のように法制上男女の離婚請求権を差別することはない。特殊な場合であるが、妻が2人ある場合も第1妻と第2妻との間にフォーマルな地位の差はない。(前田1969:740—41)

子供のしつけは社会化を考える上に重要であるが、小さい時は一般に放任主義が取られ、叱責、打擲することはほとんど見られない。離乳時期は次の子供が生まれず、差しつかえのない限り5～6歳までのばされる。子供が十分大きくなって、下の弟妹が乳児である場合でさえ、時たま母親の胸にすがる子供の例もある。母乳を補うために、あるいは乳児養子の養親などがカン入り練乳を使うこともある。この為哺乳ビンのゴム製乳首を常に口に含ませる習慣をもつ子供もいる。授乳に際しても定期的にやることはなく、泣けばやるという甘い態度である。子供を積極的にいじめることはもちろんしないが、子供がむずかかったりしても親がおこることはめったになく、一生懸命に何とかしてなだめようとする。一般に乳幼児の子守りは母親か、乳児の姉が世話をする。男の子も10歳前後くらいまでは子守りを手伝うが、父親や兄は普通乳児とたわむれるか、あやすぐらいのことしかしない。あやしたり、寝かしつけたりする為に、サロンを畳んで天井からぶらさげ、その中に乳児を入れてブランコのように揺る buai を使う。赤ん坊をあやす時に性器をもて遊ぶことが多く、時にはそれに顔を押しつけたりする。5～6歳以上の子供は性器を見せるのは恥ずかしいことだと教えられる。

排泄物の処理も幼児期は寛大に扱われる。少し成長すると年長の子供に教えられて一緒に川や畑、しげみなどで用を足してくるようになる。行儀・しつけを特に教える責任にある人はいないが、やはり幼児期には母親との接触が多いので、母親からの注意のほうが多く、父親は甘やかす傾向がある。少年期になると父親の權威のほうに子供に恐れられてくる。これは男の場

4) Logan 1947: 273; Skeat & Blagden 1906: 513. なお nakhoda ということばは Wilkinson (1932) によればペルシャ起源の語である。

合などは仕事を習ったりする都合にもよるが、父親はこの頃になるとおどかしに暴力行為の威嚇などをするからでもあろう。しかし、母親は子供が大きくなっていろいろな小言を言う。⁵⁾ 子供は大人の叱責から逃れる為に、他のものに罪をなすりつけたり、自分は知らないといって押し通すことがしばしばある。また大人が不当な扱いをすると、ふくれて (rajok) 近づかなくなる。⁶⁾

マレー人のように子供の出生順による序列名 (Senoi 系の Temiar 族にもある——Benjamin 1968: Table 2) などはオラン・フルにはない。きょうだい間は年上/年下 (bah/adek) の相対的区別だけがなされる。兄姉と弟妹との間は、一般に個人名よりも親族呼称が好まれて使われる。しかし、弟妹 (adek) が兄姉 (bah) を呼ぶ時には個人名も多く使われる。

父親が亡くなった時は成人した長男あるいは長女の婿が父親代りとなって弟妹の面倒を見ることが期待される。前田1967 aですでに述べたように、夫婦とその未婚のきょうだいを含む世帯の存在が、この規範を裏づけている。しかし、きょうだい間に特定の上下関係、服従意識はない。父親代りとなる者は、弟妹を支配下におくというのではなく、保護するだけである。しつけの上からも、年上のきょうだいに服従せよとは教えられず、むしろ年上の者に対して弟妹の世話をする義務が強調される。⁷⁾

II 親族間のリーダーシップ

きょうだい間の紐帯は“ipar” (義きょうだい) 関係を通じて親族関係の中に拡大して表現される。同時に、きょうだいの子供に対する発言権も、おじ (おば) とおい (めい) の関係として捉えられる。これらには家族関係から直接派生してくる従属関係ではあるが、すでに「生まれた家族」内の関係ではなく、その旧メンバーが各自構成する新しく出現した家族間の関係となる。そしてこのきょうだい、おじ/おい関係が核親族の中心となる。(前田 1967 参照)

家族集団を越えたより大きな親族集団は独立して存在しない。自己を中心として、自己から見た血族、姻族関係の者達が、危機的な状況と考えられる場合に、一時的に親族の集まりを構

5) 子供A (13歳くらい) が、部落に約1カ月ほど遊びにきているバテンの妻の兄の子供B (同年輩) を泣かせたのに対し、Aの父親は何も言わず、母親がコミュニティの秩序を乱してはいけないと、彼女にしては珍しく強い口調でAを叱りつけるという事例がある。また、バテンの養女であるC (12歳くらい) が言いつけを聞かないという理由で、養母に髪を短く (イバンの様に) 刈られた。耳が良く聞こえるようにするのだという養母の説明である。

6) 子供の遊びは、陣取りに似たもの、鬼ごっこ、こま回し、風車、ゴム輪取り、ままごと、糸とり、舟・家・車などの模型作りなどある。グループの協力を必要とするゲームではなく、個人プレーによるものがほとんどである。遊びは一種の流行で、子供の遊びにあきると、大人のトランプをしたり、野生の熟さない果実取りなどをする。なぐりあいのけんかをしているのを見たことはない。小さい子供はからかわれたりすると、木切れをぶっつけたり、相手を追いかけてまわしたりするうちに、木切れがあたったり、ころんだりして一方が泣き出しけんかは収まる。大人は止めることはあっても、一方に加担して干渉することはない。

7) きょうだいも含めて一般に、自分より小さい子供に対しては寛大で、たとえ自分は何もなく、小さい子供が菓子を二つ持っていたり、それを取り上げることはない。

成することはある。問題の中心となる人物から見た核親族、親族の集まりであるから、中心人物が代われば、この集まりの範囲も変わる。この集まりで特定の親族が特定の権威を持って、他の者を指導していくということはフォーマライズされていない。しかし、一般におじの発言・意向は、おい・めいを拘束する程度が強いと言われる。

長老制は親族間でも見られない。いちおう老人の意見は尊重されるが、決定権はなく、昔はこうであったという意見として参考にされる場合が多い。とくに外界との交流が頻繁になるにつれ、むしろ外界と接触をして外界の事情を良く知っている者が親族内の指導的存在としてみなされる。上述のように家族・親族内の従属関係は、単系制社会のように厳格に規定されていないと言える。それでも上述の ipar (きょうだいの配偶者) 関係、あるいは mentuha (配偶者の両親) / menantu (子供の配偶者) 関係などには従属関係が見られる。(詳細は前田1967参照。)

Ⅲ 部落の統合と葛藤

1. 地縁集団としての部落

部落は中心となる親族に外来者が加わって出き上がった地縁集団であり、オラン・フルの単位地域集団である。部落の人口は50人から150人前後である(前田1967:36)。まず親部落から離れた数家族が新しい土地を開拓することによって新部落の端緒が開かれる。その新部落に外来者が集まってくれば新しい部落としての存在を徐々に確立していくが、逆に移住家族の一部が再び離れていったりすると、新部落または他の部落へと吸収されて解消していくことになる。部落形成の最初から指導者となる中心人物がはっきりとあり、他の者は指導者に服従してしていく。そして部落の大きさは、この指導者の「世話」(きだ1967)の出来る範囲であり、それ以上になると部落内で分裂が起こる可能性が高い(前田1969a, 集落形態の項参照)。

部落の成員は加入・脱退が自由であるので、部落が一定の世帯数を保って存続していくためには、生活条件などのほかには指導者の魅力が大きなウェイトを占める。部落への加入・脱退が自由であるというのは、ある世帯が指導者のやり方に不満をもったりする時や、生活が苦しくなった時や、他部落にいる親類に誘われた時などに、その部落を自由に離れて、他の部落に行くことができることである。この際、離村者に対しては、指導者および部落民からの慰留の説得があるだろうし、部落を逃げていった者として口頭のサンクションは覚悟せねばならない。その上、新しく参加した部落ですぐにフル・メンバーとしての待遇を受けることは期待できない。新しく入ってきた者というひけ目のほかに、焼畑地の割当てが次の開墾期までない。もっともある部落から平和裡に他所へ移住した場合には、移住者は部落で開墾した自己の焼畑地からの収穫を取り得るし、また新しい部落内でも、近親またはバテンなどの焼畑地を臨時に使用する。焼畑にほとんど依存していない世帯の場合には移住はもっと簡単なものになる。いずれ

にしても移住先の部落に近親者が居住していることが大きな条件である。

このように加入・脱退の自由というのは、指導者が直接部落民の意思に反して引きとめる権利をもっていないことで、移動の自由が無制限に認められているわけではない。逆に部落から特定の者を追い出すのも、フォーマルな手段はなく、陰口とか嫌がらせとかのインフォーマルな方法でもって、当人を居づらくさせることによって果たされる。

2. バテン⁸⁾ (部落の長)

部落の指導者は *batin* と呼ばれる。バテンの統率する範囲は部落に限られる。部落民間の紛争の決裁、諸行事の日取り決定と遂行など部落民のリーダーとしての役割が第1にバテンに課せられる。第2に外部に対する窓口としての役目を果たす。これには(1)他部落との関係を処理する役割、(2)マレー人、中国人などの外来者との交渉、(3)政府の代表としての役割、(4)部落民の意思を政府に伝える役、などがある。Syed Husin Ali は伝統的なマレー人村落の村長 (*penghulu*) を (i) being representative of the *sultan*, (ii) being representative of the government, (iii) being leader and spokesman of his *anak buah* (村民) の三つの役割を担うものとして規定している (1968: 128-129)。バテンはマレー人のプンフルとその統治規模、任命方法、各々の社会に占める地位など異なる面も多いが、上級行政機関と底辺との連結者・連絡係という点では極めて類似した役割を持っている。

まず部落民の間に紛争が起こった場合のバテンの役割と権能とを見てみたい。紛争には日常些細なことから殺人のような刑事事件に関わるものもでてくる。1848年に Endau 川を溯行した J. R. Logan は次のように当時のオラン・フルの慣習法を報告している。

財産・人身に対する罪は、彼らが穏和であるので減多に生じない。すべての種類の罪は科料を支払えば償い得る。科料はほとんど手の届かない貨幣ではなくて、たいてい粗末な陶器の皿 (*pingan*) でなされる。姦通は事情により10ないし20枚の皿の科料が課される。盗みも同様である。殺人はほとんどないが、60枚の皿〔の科料〕である。科料の半分はバテンにゆき、残りの半分が被害者に渡る。もし違犯者が皿を手渡さない場合には、被害者の奴隷になる。不平はバテンの所に持ち込まれ、彼は数人の長老を呼んで彼らと相談する。バテンは盗まれた財に対して責任を負うとみなされる。しかし盗みの告白または直接の証拠がなければ盗人を有罪とすることは出来ない。定期的な税というものはバテンに対して支払われない。しかし贈物はしばしばなされる。(Logan 1847: 274)

19世紀から「ジャクン」は穏和というより臆病なので有名である。⁹⁾ オラン・フルについても攻撃的な態度を取ることはほとんどなく、ローガンの観察は正しいようである。しかし殺人

8) これまでの拙稿では「バティン」と書いてきたが、簡略化のために「ィ」を省く。

9) 例えば Abdullah 1945: 5。人種系統は異なるがマラヤの山地住民である Semai 族に関する小冊子の副題は“A Nonviolent People of Malaya”である。(Dentan 1968)

などがまったくなかったのではない証拠に、Endau 川支流の Anak Endau 川のバテンはその弟に殺されて奪位されたという話も伝わっている。現在では殺人、傷害などの刑事事件はマレーシアの法律によって処理される。¹⁰⁾

慣習法 (hadat) は、日常生活で (部落民あるいはオラン・フルにとって) critical と考えられる situation において部落民の従うべき行為の規範の言い伝えである。慣習法に逸脱する者は一般に罰を受けることを期待される。慣習法に抵触する事件が起これば、バテンは関係者一同を集めて¹¹⁾、双方の言い分を十分聴取した上で、慣習法に沿いながら裁決を下す。現在では、ローガンの時代と異なり、現金に換算される罰金刑である。しかし、慣習法を取り扱うバテンの法 (hukum) は部落ごとに違うので、部落間にまたがる係争の時はあらかじめ該当のバテンの hukum というものを問い合わせておく。ところが、この刑を強制する物理的力は誰にも付与されていない。昔は (ローガンも上述に報告しているように) 罰金を支払わない者は、奴隷 (ulor) となったという言い伝えであるが、現在は、社会的な譴責、心理的な圧迫 (恥ずかしさ malu) と超自然的な応報とが慣習法の最後の拠り所である。Cooley は Ambon では、祖先に対する敬意がアダットのサンクションの根本的なものであるとしているが、オラン・フルでは当てはまらない。

バテンに権威を与えている一つの源泉は、政府からの認証であるが、後に述べるように政府の権威そのものが彼らに通用するとは限らず、また警察の力にしても、オラン・フルが critical と考える situation では無力である場合もある。あるケースで、他部落の被告の青年が使者を出しても呼びだしに応じないので、バテンは部落の者に警察に訴えても逮捕すると宣言した。しかし、この青年はそのバテンの部落の女性に恋文を2度送ったというだけの罪なのである。結局、その青年は警察ではなく、彼の wali の説得によってバテンの許に出頭してきた。

盗みについては、オラン・フルは絶対にしないと言う。確かにそのコミュニティの中では、あまりに face-to-face の関係が強いので、盗みはすぐに発覚してしまうということが明らかである。ただ彼らが部落の中に手くせの悪い人間がいると言う裏には、盗みがまったくないのではないことを示している。ある青年が町 (Keluang) の中国人の店で盗みをして捕まった (という噂の) ニュースのショックの大きさはともかくとして、彼が部落に帰ってきても、部落内では問題にならなかった。部落外で起こった事件であることがその理由である。その上、はっきりとした (現行犯の) 証拠がなければ罰せずという原則も、部落の人が面と向かってその青年に盗みのことを問題にすることを避けさせている。

姦通、近親相姦、結婚、離婚、性交渉、相続などに関する慣習は、拙稿「ジャクン(オラン・フル)の結婚と離婚」(1969)に詳述したので省略する。バテンが介入するのは、婚姻締結の際

10) 同時に、死罪に値すると言われるきょうだい相姦も、実際に発生したとしても慣習法の定める死罪は適用できないことになる。

11) 場所はバテンの家か、集会所のある所はそこで行なう。

の仲介と認証，離婚の認証，離婚の財産分割，慰謝料の監査などであり，その他の罰金すべてバテンを通して受授される。夫婦の間ことはすべて夫婦が解決すべきものとされているが，第I節で述べたように，夫が妻に暴力をふるったりした場合には罰金が課せられる。

逸脱行為者に対する制裁は，バテンが慣習法によって罰金の額を言い渡すだけであるが，バテンは原告・被告が共に納得する判決を下さなければ，判決が履行されなかったり，不服が出たりする。この為に，バテンは常に部落民の意向を十分に汲み取り，うるさ方をうまくまとめこめる「かけひき」と「術策」とに長けていることが必要である。通常ある事件が起こると，まずインフォーマルな形で部落民の間で種々意見がかわされる。当事者達の家にはそれぞれの共鳴者達が集まるのが常であるから，バテンは双方の家に行きあらかじめその主張を聞く。ここでバテンが自分の意見を若干でも表明しておく，バテンの意向として当事者達に考慮される。当事者達あるいは村の主要な者は，バテンの家を訪ねて話し合いを続ける。次に折を見計らって，バテンは事件を公事として，当事者および関係者一同を集めて捌きを行なう (bukakes)。この捌きは当事者からの要請と，バテンの独自の判断で開かれる。ここで発言するのは原告・被告とみなされる本人達よりも，彼らの親族の代表達が代わって主張することが多い。両者の言い分が出そろった所でバテンの判断の開陳があり，それがいちおう認められると，判決が言い渡される。この判決は同時に決定でもあり命令でもある。これは部落内では覆すことができない。これに対するには，不服組の逃散か，バテンの罷免しかない。

諸行事の日取り決定と遂行に関して，バテンの重要な役割は焼畑地の開墾場所と日取りの決定，刈り取り開始日の決定，部落の祓いなどがある。

共同開墾とか，労働力交換の組織などはなく，各世帯単位で農作業を行なうことを原則とする。しかし，焼畑の際と収穫の際は呪術的な意味も加わって，部落いっせいに行なわれる。マレー人一般に，家を建てる所や開墾地の祓い，全村を大災害や病気から守る祈り，土地・河神への豊饒祈願などは，pawang の儀礼的機能の中に数えられ，パワン¹²⁾はいちおう専門職として他の村民から区別されるのが普通である (Husin 1968: 119)。オラン・フルでもパワン (Logan は poyáng とする——1844: 275) という語もあり，とくに土地のかみ (jin bumi) を宥めるのに力のある呪術師であると言われる。これは特に病気などの治療者としての bomoh と対照させた場合であるが，両者の間は質的に異なるものではなく連続的なものである。一般にバテンはこのパワンでもあることを期待される。厳密に言えば，上記にバテンの役割としたのはパワンとしての仕事が大部分なのである。ただその最終的な決定はバテンの手にゆだねられている。パワンはあくまでも超自然界とのコミュニケーションの媒介者であり，現実の世界ではバテンが決定権を有す。このことは，バテンが開墾地のパワンでなかったり，またパワンと目さ

12) pawang, bomoh などについては別稿で取り扱う。参考として Husin 1968: 110; Downs 1967: 169; Skeat 1900; Wilkinson 1932; Maxwell 1907: 224 ff. など。

れる者が部落の中に複数いたりする時に重要である。しかし、実際は部落の中に他にパワンがいても調査部落ではバテンがパワンの役割を果たしていた。

部落の祓い (bela kampong) はマレー人にも報告されているが (Djamour 1959: 20-21; Evans 1923: 279-280), この日はバテンの hari besar(大きい日, 即ち祭日) とされ, 毎年1回悪霊から部落を守り, 繁栄と健康とを祈る饗応が催される。Cooley の調査した Ambon のように実際の清掃が伴うことはない (Cooley 1962: 60-62)。部落民の結束を悪霊にことよせて再確認する集まりで, 遠くに仕事に出かけている者も必ず呼び返される。費用の大部分はバテンが負担するので, その日時もバテンの都合で恣意的に決められる。

バテン以外の政治的な役職は現在ではない。¹³⁾ 昔はバテンの上に, setia, jekerah(jurukerah), バテンの下に pemangkoh という位階があったという。¹⁴⁾ Skeat によれば Besis 族では Batin—Jinang—Jukrah—Pengkulu—Panglima という順で階続が下がり (Skeat & Blagden 1906: 494), Logan によると Bermun 諸族ではより階層化がみられ, Mintira (= Temuan) 族では Batin—Jinang—Jukra (Jorokra) があり, この下に複数の Panglima と Ulubalang がいたという (1847: 275)。現在でも Rompin の町の近くの政府設立部落に住むジャクンの中には, Jurukera というのを結婚などの慣習を良く知っている者の意に用いている。ただし, Rompin 川の奥地ではバテンだけしか知られていない。Tasek Bela (パハン州南部の大湖) の西側に住む Semelai 族では, この階続制と似たものがあるが, むしろバテンの下にある数個の集落の長を区別して呼んでいると解釈すべきで, 集落間には何らの上下関係が見られない。使用する名前もマレー人の影響で変化するという。上記の諸族の階続名にしても batin と jekerah とを除いてはマレー語起源の役職名である。

オラン・フルの伝説では, 昔 Raja Benua という (ジョホール) スルタンの妹が世を捨ててジャングルに移り住み, そこで男の子を養子とし, その子供が成人してから, 彼と結婚して, マデック (Madek) 川上流の Teméhél という所に住んでオラン・フルを治めた。彼女のいた Kamapan では千人も人がいたという。彼女の墓はムリアム (Meliam) 川の川岸にあると言われる。この王女の子孫 (chuchu, chechet, uneng, piot) がマデック川からエンダウ川支流のムントロン川に来て住み始め, 最近までその第4 (?) 世代の子孫が生きていたという。(これは主として Endau の Jorak のバテンからの information で, Hervey 1881: 12, Miklucho-Maclay 1878: 219-220 などにも Raja Benua の話は出ている。)

現在のバテンはこの Raja Benua の子孫であり, バテンになれるのは本当は suku Benua (Benua から一系の子孫) あるいは suku saka (=sakat?) batin の筋の者のみであるとも言

13) 例外として, 最も新しくなったバテンである Peta 部落のバテンは, 補佐役として wakil (代理) を1人決めている。

14) 例えば, pakai tuju (しめし合わせによる結婚) の罰金は Setia: 25ドル; Jekera: 16ドル; tuha (年寄り): 10ドル; バテン: 8ドル; periman (=anak buah): 6ドル と区別があったという。

われる。この suku saka 以外の者がバテンになると必ず失敗してしまうと言う。バテン職が前バテンの男の子供に継承されるのは望ましいとされるが、必ず suku saka batin の者でなければバテンになれないというのではない。調査4部落の内、父—子関係でバテン職を継承したのは Tanjong Tuan 部落のバテン (Yusop) だけである。

バテンの任命は、もとのバテンが死亡したか、辞任した後に、部落内で熟議される。上述のようなことは考慮されるが、あくまでもバテンとなる者にみんなが従えるかどうか重要な点で、むしろ他の条件はそれに付随して考え出される裏付けにすぎないとも言える。陸ダヤック族の部落長 (tua kampong) の条件を Geddes は三つにまとめている。(1)前の(良き)バテンとの血縁関係、(2)年齢——結婚して既に数年経、しかも年寄りすぎない者、(3)富——財産を蓄積した者。(1)(2)の条件はそのままオラン・フルにもあてはまる。(3)に関しては、陸ダヤックの様に「良運」は伝染性のものであるという信念はないが、一般に他の者より生活にゆとりがあると見られる者が妥当だとされる。この3条件のほかに、呪術師として認められ、政治的にうまく立ち回り、説得力・弁舌力のあるという条件がオラン・フルでは重要である。バテンはその表章として何か特種な不可知物を持っていると言われるが (Skeat & Blagden 1906: 95)、現在のエンダウ川では見られない。青銅製のどら (sentawa; マレー語では gong) は祭りの時に使われ、部落に危急な事態が起こった時に合図する為にバテンの家か部落の端かにつるされている。Jorak 部落ではとくに sentawa がバテンの表章だとは考えられていない。

オラン・フルに言わせると、バテンとは曲がった事を言わない、筋を通す人であり、不正なことをバテンがなすと罰を受けて死ぬこともあるという。従ってバテンになる者は十分な覚悟を必要とし、中にはバテンになることを辞退する者もいる。とにかく primus inter pares として、部落民の意向を伺いながら、説得と時にはカリスマ的行動によって部落民を従わせる必要があるので、年長者が沢山いると支配しにくいと、すべてのバテンが口にする。しかし、バテンの特権として罰金の配分などに関して一任されていて、彼自身の取分もあり、部落内および部落外からの贈物はバテンに集中するので、富の蓄積も容易である。とにかく慣習法の最終責任者としての特権は大きく (cf. Leach 1936: 86)、その地位に対する誇りも高い。

バテンは自分からその地位をおりることもできるし、また部落民の不平が募って地位を去らねばならぬような場合 (jatoh「落ちる」と言う) も起こり得る。逆に賢明なバテンは自分の主張を通そうとする時には、離職という武器をもって部落民を説得したりする。退位したバテンは batin tuha (senior or old headman) と呼ばれるが、正式な権限は何も持たない。¹⁵⁾

15) 亡くなった Peta 部落のバテンは一度退位してから、また望まれてバテンになった。Jorak 部落のバテンは彼を評して、バテンの血統 (suku saka batin) でないのにバテンになったから死んだのだと説明する。

3. 部落内の葛藤

バテンは外部に対するスポークスマンとして、すべての交渉を取り行なうので、外部の者はバテンの力を過大評価し、バテンさえ納得させればオラン・フルの部落は動かせると安易に考える。しかし、上述のようにバテンは常に部落民の支持を必要とし、部落の統合に苦心する。

まず潜在的な対立があらわれてくるのは、他の家を訪ねて (juros) うわさ話をし始めてからである。(Roberts, 1964: 441) このうわさ話は部落のインフォーマルな意見調整方法として自分の主張することを相手に納得させたり、憤懣を述べたり、自分の味方を増やす為に重要である。この口頭での言い合いが継続して行なわれ、敵対方に意図的に聞こえるようになされる時は緊張が非常に高いと言える。そしてこのうわさ話の担い手は、主として女性である。

結婚・離婚をめぐる親族の思惑にあらわれるように、葛藤の一つの原因は経済的なものである。富の蓄積そのものは悪いことではないが、その蓄積を隠匿して「ケチ」にふるまうとねたみを買う。富を大様に分かち与えれば、威光とある程度の権力を得る。バテンはこの後者であることを期待される。即ち、良き徴収者・受納者であると同時に、良き再配分者であるべきなのである。

この観点からすると、部落内の小店経営者 (前田 1969 a: 98) は金を不当に儲けすぎることになる。“働かずに” 町の小売商と同じように金を得、しかもバテンと違い、その金を他の者に再配分することがないので部落民から悪感情を抱かれる。そのような小店が中国人によって経営されていることも、決定的な要因ではないが、対立を深める一因となる。その上 Jorak 部落の場合、バテンの妻のねたみが、その小店経営の中国人の (オラン・フルの) 妻に向けられ、これを契機としてバテンの妻につくものと、後者につくものと二つのグループが出来て複雑になっている。その間には、ブラック・マジックをするとか、素行がふしだらであるとか、金使いがあらいといううわさ話が頻々として乱れ飛び、結局、調査期間後、小店経営の一家はエンダウ川から他の地域へと移住していった。

オラン・フル社会外と何らかの関係を持つオラン・フルとそうでない者の間にも分裂が見られることがある。前者はマレー語を上手に話し、中国人、マレー人とうまくやっていける者である。この極端な形は (エンダウ川流域にはいなかったが) マレー語しか話さないオラン・フルとなってあらわれてくる。外部との接触が上手でニュース源を沢山持っている者は、一方では相談事などで頼られるが、他方ねたみと敵意をも受ける。

外界との接触の度合が明確にあらわれるのは、部落内での居住地の選択である。Ayer (水) と Darat (奥地、あるいは dalam) の相違である。Ayer の居住地というのは川沿いのことで、Darat のほうは川を離れた焼畑地にある家々のことである。この区別が明確にあらわれているのは Jorak 部落で、両者の間には外部の者に対する態度が慣れ慣れしさと、よそよそしさとで区別される。両方の居住地の間にはっきりとした敵対意識などというものはない。しかし分

裂していく可能性は秘めている。

現在の集落はすべて川沿いにあるが、昔は川から4.5マイルも内陸に集落を作るほど、オラン・フルは臆病であったとも言う。

IV 部落間の反目と団結

Denai 部落のバテンは、「すべての部落は同じ仲間であるが、その心は各々違うのだ。だからわれわれは一つの国を作らないのだ」と言う。一つの川に住んでいるという地縁意識は強いにもかかわらず、部落間のライバル意識は強い。部落間の反目の第1は、バテン間の反目に通じる。他の部落のバテンが部落統治に無能であって、私利私欲を肥やしているだけだとか、身持ちが悪い、金のためなら何でもする等の中傷を自部落の者に常に宣伝する。部落そのものについても、家の配置が乱雑であるとか、敷地が汚い、蚊が多い、女がだらしない等と悪口を言う。部落間の反目と言われるのは、部落民全体の敵対関係ではなく、バテンの部落維持の為の「からくり」であり、部落民は自分が現在の部落に居ることを正当化する為に、その「からくり」を積極的に支持する。他部落に対する批難は他部落民に面と向かって言われずに、バテン同志の関係は友好的ですらある。しかし、陰口は親族などを通じて相手の耳にも当然入り、敵対感情を高めることになる。

現在のエンダウ川流域およびその他のオラン・フルの領域では、諸部落を統轄する大首長はなく、また部落の連合政府というものもない。バテンは既述のごとく、部落内にだけ権限を持ち、他部落に関しては無力である。部落間にまたがる事件は両部落のバテンによって協議されて、処理される。部落員の多さ、外部に対する交渉の上手さ、慣習法に対する知識の豊富さなどによって、自ずと各部落のバテンの間に格差がつけられることはある。1番と言われるバテンは、バテンの間でも指導的地位を占める。

調査4部落の間では、1番が Jorak の Batin Jamil, 2番が Punan の Batin Ali, 3番が Tanjong Tuan の Batin Yusop であると言われる。Peta のバテンは、バテンになったばかりであるので問題外という所である。この中で最も長くバテンを勤めているのは Ali で、Yusop の父がバテンであった時からである。Jamil は Yusop の父がバテンであった時、その部落から分離して出たものである。彼の言動は筋が通っていて、政府に対しオラン・フルの要求をつきつけて、実行させる説得力を持ち、部落民に言わせれば「勇敢な」(berani)のである。同時に、他部落のバテンからブラック・マジックをすると陰口を叩かれるほど、呪術師としての評判も高い。

バテン Jamil の養父 Jering は Yusop の父 (Puasa) の父で、七つの川¹⁶⁾を支配していたという。Jamil は外部の者にこのことを強調し、自分がエンダウ川の総バテンとなっても不都

16) Lengo, Kemapan, Emas, Kenchen, Pemango, Kemedah, Lalu (Lengo の奥) の七つである。

合ではないことをほのめかす。Jamil は父と言う時この Jering を指すが、Yusop のほうは、Jamil から見ればおじーおいの関係であるが、（実際の血縁をたどって）同世代の年上として Jamil を扱う。¹⁷⁾

19世紀の状況は若干異なったようである。

古代のベヌア王 (Raja Binua) の子孫である Batin Onastia が身分上および名目の権威の上でもっとも高い。Simrong [Semberong] 川と Anak Indau 川の合流点より下流域のエンダウ川には Batin Hamba Raja が住んでいる。エンダウ川の支流である Linggo 川は Batin Stia Raja の下にあり、彼は偉大な執行官でもあって、Batin Onastia との関係は、マレー人で言えばジョホール州の Tamunggong [Temenggong] とスルタンとの関係に似ている。Tanjong Bonko 付近の Simrong 川は Batin Stia Bati の下にあり、より上流の Gagau 付近は Batin Jokra に属し、さらに源流に近い地域は Batin Dewa Kosuna と Batin Bantara とに属す。最後の二つを除いて、これらすべてはパハン [ジョホールの誤り] 領内にある。……各バテンは各々の管轄区域内では絶対的な権威を有している。しかし困難な事件や異常な事件があると、Onastia を除いた全バテン会議にかけられる。ベヌア族全体に関わる事柄も同様にその会議にかけられる。彼らの協議はしばしば非常に長びくと言われ、とくに古い慣習法 (hadat) の知識では間に合わないような新奇な事件に対してはそうである。(Logan 1874: 273-274)

地域・河川の綴り・同定などで Logan の誤っている所もあるが、彼の挙げている各バテンの名称が慣習的な称号であるのか、あるいは各自がまちまちにマレー風に自称しているのか不明であるのは残念である。Batin Onastia (ona+stia か——Skeat は Anak Setia と解している。1906: 513) の意味は不詳であるが、その居住地が Logan によって報告されていず、その後エンダウ川を訪れた旅行家達も言及していず、現在も使用されていない所からすれば、若干疑わしい点もあり、また全バテン会議に彼を除外するというのも不思議である。ともかくエンダウ・スンブロン川に6~7人のバテンが各々集落を作り、バテン間には何らかの上下関係があったように見られる。また、前述の Semelai のように各部落が枝村的な存在であったことも想定可能である。7人のバテンの名が挙げられているのと、Jorak 部落の Jamil の養父が七つの川を支配下においていたことも関連があるかもしれない。

いずれにしても、フォーマルな支配—服従関係は見られず、インフォーマルな影響、助言、干渉の関係が、オラン・フルの部落間にはあったし、現在もあると考えられる。そして部落間の反目をのりこえ、「オラン・フル」としての帰属意識が外部の者と接触する時に強く働く。その帰属意識は、単に血縁的、地縁的なもののほかに、同じ差別待遇を受ける被圧迫民族であ

17) バテンは部落の領域に来る外来者のチェックもする。Jorak 部落の上流に Tanjong Tuan 部落があり、その上流に Tanah Abang と呼ぶ丘がある。この Tanah Abang の近くに1人の老中国人が畑を作り籐を売って生活している。Jamil は Tanah Abang も（昔そこに住んでいたの）自分の受持ち区域と考え、この中国人の所に盗人が入った時にも「調査」にでかけている。また同付近で中国人とマレー人が木材伐採に入った時も、自分の責任だというわけで、彼らが許可を持っているかどうか調べにいらっている。これらは Yusop に連絡なく、独自に行動したものである。

るという意識によっても支えられている。

V 外部世界との従属関係

外部世界というのは、オラン・フルの作る集団外の社会という意味である。歴史的に見ると、オラン・フルと他の人種との接触は古くからあり、少なくとも19世紀には、マレー人行商人、役人や西欧人の旅行・探険家、若干の中国人との交渉があったことは確かである。20世紀に入ってもしばらくは同じような状態が続くが、山師などが増えた。オラン・フルの記憶に残る重要な歴史的イベントは、(a)第2次大戦中の日本軍のエンダウ川渡河と Keluang への進撃、(b)共産主義者の蜂起時代、(c) Tanah Abang の麓の Langkap での鉱業、の三つである。必ずしも絶対年代の比定に役立つわけではないが、この三つのイベントはオラン・フルを大量に外部の者に接触させたという点で重要である。

(1) gaamén (政府)

Logan は、

パハンとジョホール州の境界はベヌア族の領土を縦断している。アナッ・エンダウ川全体とシムロン [スンブロン] 川の下流域はパハン領である。その他の川 (マデッ川をも含めて) はジョホール領である。ブンダハラ [パハン州] とトゥムンゴン [ジョホール州] の権威は名目上のものにすぎず、ベヌア族の問題は完全に彼ら自身の首長によって処理され、各々の首長は一定の地域の管轄権を有している。(Logan 1847: 273)

と述べている。形の上ではパハン州のブンダハラと、ジョホール州のトゥムンゴンに下屬していたが、部落への接近が容易でないので放置されていたことがわかる。

現在でも、もちろん各州のスルタンの臣民であることには変わらないが、行政上各州の原住民局 (Jabatan Orang Asli) の保護の下にあり、バテンは (部落民によって選ばれてから) 州知事 (Menteri Besar) からの認証状をもらい、ポケット・マネーとして年間40マラヤ・ドルを受け取る。法律上はバテンの改廃も政府によってなされる。¹⁸⁾ 部落内の権限は、しかしながら、いっさいこのバテンに任され、政府の指定する地域内で住む限り、原住民生活優先の保護が加えられる (前田 1969 a: 90)。逆に原住民の国に対する納税の義務などは行なわれていない。

原住民局の地区担当官 (Pembantu Orang Asli) は、数個の原住民部落を監督し、政府 (Gaamén) からの連絡を伝え、部落民からの要望を政府に伝える役目を果たす。エンダウ川流域のジョホール州側の5部落の担当官は、パダン・エンダウの町に住むマレー人である。担当官は月に1～2回各部落を巡回するほかに、上級役人の巡回の案内、政府支給物の運搬、行政上の

18) The Aboriginal Peoples Ordinance, 1954. Federation of Malaya Government Gazette of Feb. 25, 1954, Vol. VII, No. 5, Kuala Lumpur.

伝達などの為に時に応じて部落を訪ねる。彼の接触するのはバテンが最も多く、部落の情報はほとんどバテンから入手する。一般部落民は好んで彼に接触することはなく、尋ねられても多くを語らず、バテンに任せてしまう。例えば、部落の者の中に病気の者がいるかどうか直接尋ねても、バテン以下たいていの者が、誰も病気でないと返事する。が、実際には熱病に苦しむ者がいるのである。この場合は病人が部落の呪医 (bomoh) の治療を受けているからである。この種の意志の疎通を欠くことは常に見られる。

政府の役人に対するオラン・フルの態度には「ふてぶてしさ」さえ見られ、権利として政府に要求する所さえある。これは力のある者に無力な者は従わねばならないという思想ではなく、持てる者が持たざる者に与えるのは当然のことであるという哲学に根差している。従って、持てる者に請う (minta) ことは何ら不都合はないのである。¹⁹⁾ 持てる者と持たざる者²⁰⁾との対比が、非オラン・フルとオラン・フルとの関係にすりかえられた時、外部からオラン・フルの社会に来た者は非常に不愉快な気持ちにさせられる。ところがオラン・フル同志では強く経済的な相互性が働いているので、ジャンクションのカテゴリーにおける物は必ず対価物との交換を期待され、ネクサスの領域の物だけが長期間のサイクルの交換を予想して、その場では対価なしに要求し得る (ジャンクション, ネクサスに関しては 前田 1969 a: 91 参照)。非オラン・フルに対しては、このジャンクションの領域の物を対価なしに取ろうとするのであって、オラン・フル内のネクサスの交換活動とは明確に分かたれねばならない。

このように、保護と援助を与える政府代表もオラン・フルの味方として十分に認識されていず、担当官も無理に部落の内政には口出しをしない。双方にまだ不信感があることは否めない。ただ、政府の決定を自部落に有利に持っていくことは、バテンの威光を高める手段の一つとして利用される。井戸、学校、クリニックなどを自部落に設置してもらったり、舷外エンジン、ヤギなどを寄贈してもらうなどである。バテンは担当官に、死亡・出生届、移住届などをやるほかに、政府許可の必要な経済活動をする際のライセンス取りを頼んだりする。いわば、オラン・フルと外部との公的な接触はバテンと担当官との間の細いパイプで結ばれているにすぎない。²¹⁾

19) 初期のフィールド・ノートをくってみると、「ガツガツとした物盗りにも似た態度」「砂糖に集まるアリ」に大分悩まされている。ところが、いつのまにか「搾取される恐れ」をなくしてしまっ、対等につきあっている。一つにはオラン・フルとして認めてくれたからであろうか。マレー人のむらでも同様の経験をする。しかしマレー人は最初は仮面をかぶっていて、他人に物を請うなど恥ずかしくて出来るものかという顔をしている。しかし、いったんその壁をとり除くと、どこまでもつけこんでくる。もちろん、なかには対等のつきあいをしだす者もでてくるが、むら全体が調査者をマレー人として受け入れてくれるのは極めて困難といえる。

20) この2者を不当利益者と被搾取者として説明する者もある。一時共産ゲリラ活動が盛んな頃、共産主義者と行動を共にした者もあるので、そのような時に得た知識かもしれない。

21) 政府の役人の命令は無視されることが多い。例えば、担当官が、ラジオ・セットの贈物を持ってきた州保護副官と共に Jorak 部落を訪れた。担当官は学校建設のためのスレートやセメントを舟に積んでいたの、近くにいた数人の若者に荷上げを頼んだ。これに対し若者達は“malas”と散ってしまい、そばにいたバテンも若者達に何とも言わなかった。保護副官が帰る時になって (まだ つづく)

エンダウの町の村長 (penghulu) はオラン・フルに対して実際上の関与はいっさいしていない。行政上は Mersing の District に入るが、これはエンダウの町に出てからさらに 40 km も陸路を行かねばならぬので、バテンがポケット・マネーを取りに行く時だけ関係する。

(2) tauké (華僑)

19世紀の交易権について Logan は次のように記している。

政治に関しては名目上の権力しか持たないマレー人の地域的な権威者は To'Jinang と呼ばれ、ベヌア族との関係はマレー人の交易独占を維持し規制するだけのものである。バツ・パハット川およびその支流のベヌア族はボコ(Boko)の Bintara あるいは Manki Pimanggun の下にある。バツ・パハットのマレー人村長 (penghulu) の管轄権は東シムロン [=スンプロン] 川の Ginting Batu にまで及ぶが、水路交通が妨げられているので、エンダウ川の To'Jinang がシムロン川のジョホール側の交易をも奪い取っている。(Logan 1847: 274)

Jinang あるいは Jenang という称号は、現在エンダウのマレー人の間では使われていない。Penghulu による交易なども存在しない。政府の法律上、オラン・フルの生活圏に入るには原住民局からの許可を必要とするが、交易権などに特に規制はない。マレー人に代わってオラン・フルを経済的に下属関係においているのは、tauké と呼ばれる中国人仲継業者である。オラン・フルのほうは、tauké に対して従属しているとは考えていないが、中国人のほうは(マレー人、オラン・フルに対してははっきりとは言わないが)オラン・フルを一種の苦力として扱っている(前田 1969 a 参照)。祭りとか、結婚式などの費用も、中国人業者が財源をしめれば、延び延びになる。さらに業者に対する(帳面上の)負債によって、半ば強制的に働かねばならぬこともある。客観的にはオラン・フルは中国人業者の労働者である。

(3) Melayu (マレー人)/Sakai (未開民)

一般的に言ってマレー人とオラン・フルの関係は、sakai という語に表現される。sakai とは従属者という意味で、マレー人は奥地に住むマレー語を話さない原住民を sakai と蔑称したわけである。文献にサカイ族と見られる大部分は、どの部族を指しているのか極めてあいまいであり、資料としての信頼性も少ない。原住民局はこのような蔑視的名称を避けるため、原住民を orang asli (真の人) と呼び、最近では aborigines という語も公式記録から排除しよ

(脚注 21 つづき)

セメントなどがそのままだったので) バテンに荷上げを頼み、それでやっとバテンとその場にいた壮年の 2~3 人がしぶしぶながら荷上げをした。なお、学校の建築に関しては北部の原住民で訓練を受けた大工が部落に住み込んで仕事をしていたが、これを手伝う者は 1 人もなかった。大工は給料をもらっているからである。また運動場作りの為の草焼き、地ならし、セメントにまぜる砂運びなどに至るまで、すべて担当官を通して賃銀が支払われたので、オラン・フルが仕事をした。

うとしている。²²⁾これは最近に至るまで原住民局 (Dept. of the Aboriginal Affairs, 改正して Dept. of Orang Asli) を Dept. of Sakai と書いて来る手紙が見受けられる所から発せられた通達である。一般のマレー人、中国人、インド人などにはそれでも sakai のほうが通じ易い。

過去の従属関係はともかく現在のオラン・フルには、マレー人に従属せねばならないという意識はなく、むしろ反抗的すらある。マレー人側からすると宗教も違い、生活程度も低いところから、常に蔑視する傾向が抜け切らない。オラン・フルが町に出ると、すべての者に遠慮し、おどおどした感じを与える。この為、マレー人とあまり変わらない体質を持ちながら、マレー人と交わらず、自分の部落を出ようとしなないオラン・フルが生まれたのであろう。しかし、部落内ではマレー人を信頼の出来ないうそつきと軽蔑し、その宗教であるイスラム教をばかげた宗教であるとけなし、マレー人の礼拝を模倣しては笑いの種とする。反面、結婚式や若者の服装を見ると、マレー化の傾向が著しく、現金を持つとマレー人のしている服装・装飾などを手に入れようとする。そのモデルは中国人ではなく、マレー人なのである。マレー人を通した近代化とマレー人化とを混同して受け入れているというほかに、過去におけるマレー人への従属関係が優位模倣となって現われていると思える。

(4) guru (先生)

Labong と Mentelong の両部落には学校があったが、他部落から子供だけを教育の為に送ることはしない。これは教育に不熱心なのではない。字を知っている者からは誰からでも学びとろうとする意欲は、学校嫌いなどと言えるものではない。教育を受ければ、良い待遇を受けるということも知っており、またオラン・フルがきびしい生活を強いられているのは教育がないからであるとも思っている。それにもかかわらず子供を手離さないのは労働力としての年少者の貢献が大きいことを物語る。部落の人の理由づけは、子供を寄宿させるのは不安で、子供に対する愛着心がそれを許さないと言う。そして政府に対し自分達の部落にも学校を建てることを希望する。政府としては、彼らの部落が必ずしも一定したものでない上に、1部落の人数が少ないので、比較的人が集まった部落にだけ学校を建てる。これは少数部落をできるだけなくして一つの大部落に統合しようという方針と一致するわけであり、また原住民局の貧しい予算からもそうせざるを得ないのであろう。

調査期間中に Jorak 部落に学校が建てられ、1966年に開校式があった。その生徒数は1968年現在で25人である。教育内容はマレー人小学校の第1年級と同じで、制服、くつ、本、ノートなどの無料支給を受けている。

学校の先生 (guru, che' gu) は Labong 部落同様エンダウの町のマレー人小学校の先生が2人、3カ月間ずつ交替で教えにくる。その間、学校のそばの宿舎で寝起きする。一時的にせ

22) The Straits Times, June 10, 1967.

よ部落の居住者であり、子供達の先生であるが、部落に融け込む所まではいっていないようである。部落の人が好んで先生と話さないのは、言葉の問題が大きい。従って、先生の付き合う範囲は部落のごく限られた人ということになる。子供達を通じて部落の中に入りこむことはさして難事ではないと思われるが、滞在期間が短いことと、彼ら自身が希望して僻地教育に来たのではなく、学校の命令でやってきているので必ずしも教育に積極的ではないということ、そして彼らはオラン・フルのことばを習うことなく、マレー語に固執していること、などがマレー人教師の側の障害となっている。両方からの壁にへだてられて、先生は *étrangers* として生活していると言うのが正しいであろう。

VI ムスリム・マレー人部落との比較

マレー人との差異に関しては若干触れたが、むしろ19世紀のマレー人社会と現在のオラン・フルの社会とは類似点のほうが多い。集落形成や離村が簡単であること (Gullick 1958: 29, 30, 43) や、村長 (*penghulu*) の特長 (*ibid.*: 34) などそのまま現在のオラン・フルにもあてはまり得る。これは環境が類似していたことが大きな理由であろうが、いわゆるマレー人とプロト・マレー人との社会構造の違いはいったい何なのか、本質的に共通するものは何かという疑問にわれわれを導く。この疑問に直接答えるには至っていないが、解決の為の問題点を若干探っておきたい。

まず慣習法と言われるものについてみると、両者とも *adat* (*hadat*) と称する伝統的な規則、慣習の体系を持っている。しかしこの *adat* は、マレー人の中でも村が違えば *adat* も違うと言われるように、細部の点では土地によって違い、オラン・フルとムスリム・マレー人との間にある程度の差異があっても不思議はない。 (“*Lain lubok, lain ikan-nya*” とか “*lain desa, lain adat*” など。) ただマレー人社会では政治の近代化に伴い *adat* を通じて取り扱われていたことが、政府の行政機関によって行なわれるようになってしまっていて、*adat* は力の行使とか暴力の統制などに対して究極的なサンクションを持たなくなったと言われる (Swift 1965: 78-79)。現在のオラン・フルは *adat* の面ではまったく彼ら自身の手にゆだねられている。この点ではマレー人より慣習法の支配が強いと言えるかもしれない。しかし、罰金刑を強制する物理的手段は何も与えられていないのは、マレー人と同じである。

マレー人は *adat* のほかにイスラム法であるフクム・シャリアー (*hukum syariah*) を併用する。オラン・フルもフクムという語は使用するが、もちろん宗教法の一部ではなく、*hukum batin* のようにバテンが課し得る法などの意味に使われ、しばしば *hadat* と混同される。マレー人社会ではイスラム法と慣習法との対立が問題になることが多い。しかし、*adat* が近代政治の中に組み入れられなかったのに対し、イスラム法は英法と同様に正式に認められている事実も忘れてはならない。それにもかかわらずイスラム法に反する慣習も行なわれる。例えば、

婚姻の儀式はイスラム法では必要とされないのに、盛大に挙行される。クダー州のパダン・ランではアダットとイスラム法とによる相続が半々に行なわれている(口羽ほか1965:19)。イスラム法と adat との混合はマレー人のイスラム受容が、征服などのような劇的な急変を伴ったのではなく、漸次上層階級から浸透していったという歴史²³⁾と、マレー人の adat への固執の双方から理解されるべきであろう。

このように輻湊するマレー人のアダット (cf. Winstedt 1961 a: chap. 6) を正確に把握する為に、イスラムの影響を直接受けていないプロト・マレー人の adat およびそのコミュニティにおける役割は役に立つと考えられる。しかし、逆にオラン・フルの場合はマレー人からの影響(ひいてはマレー人を通じてのイスラムの影響)がないとは断定できない。この影響された部分と adat に内在していたイスラム的部分とは区別がつけられないという困難さは依然として残る。

次に従属構造の基盤となる集落形態に関しては、まず kampong (kampung) とは何かが問われねばならない。もともと「集まり」を意味したようで (Wilkinson 1937: kampong の項) オラン・フルも「人の集まっている家屋敷地」を指すことも、それらが集まった「集落」を指すこともある。マレー語の辞書では、

کمڤونڠ تمفتت کومڤونلت رومدا، کديء دانلا، بين بائونين کادائنن ترکچيل دري فکن

(Hj. Schamsudin 1985)

[家、店、その他の建物の集まっている場所で, pekan (町) より小さい。]

と、一義しか掲げていない。これはジャワにおける desa と同じ意味で、「むら」にあたろう。マレーシアでは周知のごとく行政的には、州が郡 (District; daerah, jajahan) にわかれ、その下に区(mukim)があり、さらにその mukim が kampong から成立する。ところが, kampong の間は一種の連続分布で、社会的にも地理的にも境界線を引くことは極めて難しい。(cf. Husin 1968: 104) 主な行政単位は mukim であって、この mukim の長 (penghulu) は政府から月給を得、政府の代表でもある。Kampong の長は一般に ketua (kampong) と呼ばれ、政府からはこの penghulu を通じて年間わずかのポケット・マネーを得る。Downs はクランタン州の Jeram で penghulu をフォーマルな長, ketua kampong を、非公式な長でインフォーマルな役をになっていると言う (1967: 133)。この素描は現代の村落を簡単化したもので、伝統的には集落を構成する種族の違い、出身地の違いなどによって、独自の階統制を持つところもあった (cf. Husin 1968) ことは言うまでもない。

オラン・フルのパテンは政府との関係では penghulu に似ているが、住民との関係からすれば、Downs の報告したクランタンほどインフォーマルではないが、ほぼ ketua kampong に相当する。支配下にある世帯数はそれでもマレー人 kampong のほうがはるかに多い。クダー

23) Fatimi 1963 参照。

州の Kampong Padang Lalang では133戸 (口羽ほか1965:27), クラントンの Kampong Jeram では173戸 (Downs 1967:129), スランゴールの Kampong Jendram Hilir では108戸, ジョホールの Kampong Bagan を構成する Parit Besar が64世帯, Parit Bengkulu が85世帯, マラカの Kampong Bukit Meta 55戸, Kampong Bukit Pegoh 約80戸である。なお Hikayat Marong Mahawangsa では40人としているが, これは家長の数であろうか。 (“Suatu mukim, ia-itu kampong chukup orang-nya empat puluh orang.” Cited in Wilkinson 1937, under “mukim”.)

コミュニティの数量的な面に注意を払えば, 「1人の親方, 世話役が世話して纏めてゆける軒数」²⁴⁾ を越える為にはリーダーシップの質的な転換を余儀なくされ, 単なるインフォーマルなチャンネルによる影響力だけでなく, フォーマルな手段による影響力をもつ権威が主役を演じる。エンダウ川の部落の中で, バテンという役割をむしろ拡大するように働き, その為に政府からの信用と支持を得ているのだと部落の人に信じさせようと立ち回るのは, 戸数30を越える Jorak 部落のバテンである。マレー人の kampong(あるいは solok, parit などのより小さい単位も含めて) はオラン・フルの部落より人数が多く, 構成員の出自が多岐で, 単一の地縁集団として動くのは難しい (cf. Downs 1969)。Ketua kampong はむしろ kampong 内の勢力のバランスをとる役になる。

呪術・宗教的なリーダーは, オラン・フルにあってはバテンと重なり合う pawang と, 呪医 bomoh とがある。彼らの「お告げ」は常に求められ, 信じられているが, 医薬, 新しい文物・知識の浸透に伴い, 明確に施術の結果が明らかとなる領域では影響力を少なくしている。マレー人もまったく同じ専門家を持っているが, ヒンズー, イスラムの神秘主義と密接に結びついたものであり, その影響力もより衰退している。例えば Jorak 部落には4~5人の bomoh がいるが, マレー人の部落では bomoh を探し出すのさえ困難なことがある。むしろマレー人の間では, イスラムの指導者 imam や mualim (部落で tok imam, tok alim, tok guru, pak lebai と呼ばれる人達) が大きな位置を部落のポリティックスに占めている。

その他, マレー人の部落では学校の先生, 富裕な企業家などが村のリーダーシップに関与してくる (Husin 1968)。オラン・フルの部落では, 同じグループに属する者が先生・企業家になるのではなく, 本来外部の者がその資格で入ってくる。内部での小店経営者も, オラン・フルになったとは言え, もともと中国人またはその係累である。

親族組織, 社会組織, 経済的階級などの個々の構造においても, マレー人とプロト・マレー人との間に, 生態学的条件などによる相違があるが, これら相互の間の「秩序」のあり方も異なる。オラン・フルでは, 社会組織も階級も親族組織に従属する。階級の占める位置はほとんどない。これに対しマレー人では経済的階級が比較的重視される。加えて宗教, 信念体系, 価

24) きだ1967:154。約10~15軒。

値観などに基づく「客観的現実に対応しない秩序」(Lévi-Strauss)が問題となる。(オラン・フルの超自然界に関しては、別稿にまとめてみたい。)

以上、慣習法、集落の大きさ、集落の構成員の等質性・異質性、これらが及ぼすリーダーシップの違い、呪術・宗教的なリーダー、経済的・社会的成層の違い、“ordre des ordres”(Lévi-Strauss, 1958: 346) などについて、マレー人とオラン・フルとのコミュニティを比較してみた。現在の時点で比較すると、明らかに差異が大きく見えるのは当然である。この差異を存在させているのは、生態学的な環境(とその技術的適応)、イスラム・西欧文明の受容度の2点が重要なポイントである。従属構造に限って言えば、両者の量的差異が、質的差異をもたらしていると言える。このように理解すれば、(そしてマレー人の「昔」をオラン・フルの現在と比較すれば)マレー人とオラン・フルとは基本的に同じ社会構造を持っていたという仮設が得られると思われる。

参 考 文 献

- Abdullah bin Abdul Kadir. 1949. *The Story of the Voyage of Abdullah bin Abdul Kadir munshi*. Trans. by A. E. Coope. Singapore.
- Benjamin, Geoffrey. 1968. "Temiar Personal Names," *Anthropologica* X, B. K. I., deel 124, bzl. 99-134.
- Cooley, Frank L. 1962. *Ambonese Adat: A General Description*. New Haven.
- Dentan, R. K. 1968. *The Semai: A Nonviolent People of Malaya*. New York.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London.
- Downs, Richard. 1967. "A Kelantanese Village of Malaya," In J. H. Steward (ed.): *Contemporary Change in Traditional Societies*, Vol. II, pp. 105-186.
- Evans, I. H. N. 1923. *Studies in Religion, Folk-lore, and Custom in British North Borneo and the Malay Peninsula*. London.
- Fatimi, S. Q. 1963. *Islam Comes to Malaysia*. Singapore.
- Geddes, W. R. 1954. *The Land Dayak of Sarawak*. London.
- Gullick, J. M. 1958. *Indigenous Political Systems of Western Malaya*. London.
- Syed Husin Ali. 1968. "Patterns of Rural Leadership in Malay," *Journal of the Malayan Branch of The Royal Asiatic Society*, Vol. 41, pp. 95-145.
- きだみのる 1967. 『にっぽん部落』東京。
- 口羽益生・坪内良博・前田成文 1965. 「マラヤ北西部の稲作農村 — 農地所有の零細化について —」『東南アジア研究』3巻1号, pp. 22-51.
- Leach, Edmund. 1963. "The Law as a Condition of Freedom," In D. Bidney (ed.), *The Concept of Freedom in Anthropology*, The Hague, pp. 91-105.
- Lévi-Strauss, Claude. 1958, *Anthropologie Structurale*. Paris.
- Logan, James Richardson. 1847. "The Orang Binua of Johore," *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, Vol. 1, pp. 242-292.
- 前田成文 1966. 「エンダウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族覚書」『東南アジア研究』3巻5号, pp. 156-160.
- _____. 1967. 「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』4巻5号, pp. 834-853.

- _____. 1967 a. 「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』5巻3号, pp. 463-483.
- _____. 1969. 「ジャクン(オラン・フル)の結婚と離婚」『東南アジア研究』6巻4号, pp. 740-757.
- _____. 1969 a. 「マラヤ原住民の経済生活—オラン・フル(ジャクン)の場合」『アジア経済』10巻5号, pp. 83-103.
- Maxwell, W. G. 1907. *In Malay Forests*. London. (Cited from Singapore edition, 1960.)
- Roberts, John M. 1960. "The Self-management of Cultures," In W. H. Goodenough (ed.), *Explorations in Cultural Anthropology*, New York, pp. 433-454.
- Hj. Schamsuldin bin M. Yunus. 1935. *Kamus Melayu*. Kuala Lumpur.
- Skeat, Walter William. 1900. *Malay Magic*. London.
- Skeat, W. W., and C. O. Blagden. 1906. *Pagan Races of the Malay Peninsula*. (two volumes.) London.
- Swift, M. G. 1965. *Malay Peasant Society in Jelebu*. London.
- Wilkinson, R. J. A. 1932. *A Malay-English Dictionary*.
- Wilson, Peter J. 1967. *A Malay Village and Malaysia: Social Values and Rural Development*. New Haven.
- Winstedt, R. O. 1961. *The Malay Magician*. (Rev. and Enl. ed.) London.
- _____. 1961 a. *The Malays: A Cultural History*. (6th ed.) London.